

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民訴・民執・民保Ⅰ】

頁数	問題番号	誤	正
92	8-17・ 8-18 令和4年 改正により 解答・ 解説を 変更	8-17 × 8-18 × 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる（170Ⅲ）。令和4年改正前は、「 <u>当事者の一方</u> がその期日に出頭した場合に限る」とする要件があったが、当事者の利便を向上するとともに、迅速な手続を実現する観点から、この要件を廃止し、 <u>当事者双方</u> がウェブ会議や電話会議により手続に参加することを認めた。	
96	8-29 令和4年 改正によ り解説を 変更	弁論準備手続においては、令和4年改正前は、 <u>当事者の一方がその期日に出頭した場合に限って</u> 、裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議システムによって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができるとしていた（170Ⅲ）。しかし、当事者の利便を向上するとともに、迅速な手続を実現する観点から、この要件を廃止し、 <u>当事者双方</u> がウェブ会議や電話会議により手続に参加することを認めた。また、書面による準備手続は、 <u>当事者双方</u> が出頭しないことを前提とする手続であり、裁判長又は高等裁判所における受命裁判官は、必要があると認めるときは、電話会議システムによって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議を行うことができる（176Ⅲ前段）。	